

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和4年6月3日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

令和 3 年度羽曳野市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和3年度羽曳野市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和3年度 羽曳野市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和3年度羽曳野市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ734,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ920,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日 専決

羽曳野市長 山入端 創

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	財産収入	1,073	734,547	735,620
	1 財産売却収入	1,073	734,547	735,620
	歳 入 合 計	186,267	734,547	920,814

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	諸支出金	1,073	734,547	735,620
	1 繰出金	1,073	734,547	735,620
	歳 出 合 計	186,267	734,547	920,814

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金	千円 1,073	千円 734,547	千円 735,620
歳 出 合 計	186,267	734,547	920,814

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国府支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
		734,547	0
0	0	734,547	0

2 歳 入

4 款 財産収入

734,547千円

1 項 財産売却収入

734,547千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 不動産売却収入	千円 1,073	千円 734,547	千円 735,620
計	1,073	734,547	735,620

節		説	明
区 分	金 額		
1 用地売却収入	千円 734,547	用地売却収入	千円 734,547

3 歳 出

3款 諸支出金

734,547千円

1項 繰出金

734,547千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般会計繰出金	千円 1,073	千円 734,547	千円 735,620	千円	千円	千円 734,547	千円
計	1,073	734,547	735,620	0	0	734,547	0

節		説明	
区分	金額		
27 繰出金	千円 734,547	一般会計繰出金	千円 734,547